

東京都の金融経済教育

金融経済教育推進のしくみ

●第11回東京都多重債務問題対策協議会で承認（H26.1.27）

金融経済教育の今後の実施方針

- ◎金融経済教育部会については、消費者教育推進法に基づき設置された「東京都消費者教育推進協議会」に、その機能を統合する。
- ◎都の金融経済教育は、消費者教育の中の重要な分野として、同協議会の意見を聴取しながら、一元的に実施していく。
- ◎都の金融経済教育を含め消費者教育の取組実績について、毎年度、多重債務問題対策協議会に報告する。

●東京都消費者教育推進協議会

1. 概要

- （役割） 消費者教育に関する情報交換や調整等を行うために設置（H25.5.21）
- （位置付け） 東京都消費生活対策審議会の部会
- （構成） 消費者団体・事業者団体・その他関連団体代表、大学教授、弁護士
庁内関係部署

2. 平成29年度第6回東京都消費者教育推進協議会（H29.12.19）

- ・平成30年度からの5年間を計画期間とする、東京都消費生活基本計画（素案）についての意見交換
- ※ 現行の「東京都消費生活基本計画」と「東京都消費者教育推進計画」と一体的に改定し、新たな消費生活基本計画として策定

【東京都の消費者教育推進】

- (1) 東京都消費生活基本計画（H30～H35）の策定（H30.3月末）
 - ・新たな計画に消費者教育を明確に位置付け、消費者教育を推進
 - ・東京都消費者教育推進協議会の意見を聴き策定（消費者教育推進法第10条第3項）
- (2) 東京都消費者教育アクションプログラム（平成29年度版）
 - 大学や企業が多く集まっている東京の特性を踏まえ、消費者教育推進計画において、特に重点的に取り組む世代・テーマ等を5つ設定
 - これに基づき、毎年度、都が実施する具体的な取組を消費者教育アクションプログラムとして取りまとめ



消費者教育(金融経済教育)の最近の取組状況

1 主な消費者教育(金融経済教育)啓発事業

(1) 一般向け

- 金融経済をテーマにしたセミナー
 - ・消費生活講座「人生を楽しむ秘訣～豊かな暮らしは家計も元気～」(H29. 7)
 - ・知ってトクする暮らしの連続講座「～シニアのための生活設計～」(H29. 10)
 - ・消費者問題マスター講座「金融(商品)の基礎知識とトラブル事例」(H29. 10, 11)
- 出前講座の実施(通年)
- 30歳～50歳代のミドル層向けの読本「飯田橋四コマ劇場～アニキとコ・ブ・ンが指南!? 目指せ安心・満足の充実ライフ～」で老後の備え(年金)を解説(通年)

(2) 若者向けほか

- WEB版 消費者教育教材(高校生期、成人期(若者)、成人期(成人一般)向け)
 - ・「ちえとまなぶの ずーっと役立つ『お金の話』」の作成(H29. 3)
指導者用資料等も作成
- 従業員向け・学校向け出前講座の実施(通年)
- 都内全高校卒業生対象に啓発用ノートの作成、配布(H29. 1)
- 若者向けの読本「飯田橋四コマ劇場～アニキとコ・ブ・ンが指南!? 輝かしい社会人への第一歩～」で金融商品との向き合い方等を解説(通年)
- 金融経済をテーマにしたセミナー
 - ・親子夏休み講座「楽しくチャレンジ! おつかいゲームで学ぶお金の大切さ」(H29. 8)



(3) 高齢者向け

- 高齢者向けの読本「飯田橋四コマ劇場～アニキとコ・ブ・ンが指南!? 安心セカンドライフへの道～」で悪質商法の手口や対処法を紹介(通年)
- リーフレット「東京都からのお知らせ～悪質事業者が狙っています!～」の作成、配布(H29. 9)
- 高齢者向け・高齢者見守り人材向け出前講座の実施(通年)



2 学校(教員)への情報提供

- 消費生活総合センターで作成している教育教材及び学校向け出前講座(講師派遣制度)など、学校で活用できる情報をまとめて、都立高等学校副校長連絡会や区市町村立小中学校指導主事対象説明会等の場で情報提供
- 消費者問題教員講座において、WEB版消費者教育教材を活用した講座を開催するとともに、各種関連団体が作成している消費者教育教材等の情報を提供